

会 議 記 録

会議名称	平成 25 年度第 4 回 杉並区外部評価委員会
日 時	平成 25 年 12 月 12 日 (木) 午後 3 時 00 分 ~ 午後 5 時 10 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	【委員】 山本、吉川、田淵、七松、奥 【区側】 総務部長、行政管理担当課長、経理課長、定数・組織担当課長
配布資料	資料 1 入札・契約制度の改革 資料 2 年度別入札・契約制度の変遷 資料 3 落札率の推移 資料 4 年度別入札形態別平均参加事業者数一覧 資料 5 業種別競争入札登録事業者数 資料 6 過去 3 年間指名停止業者一覧 資料 7 平成 24 年度不調案件経過処理 資料 8 入札・契約制度における臨時的緊急措置について 資料 9 平成 25 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針 資料 10 委託契約における「総合評価的な方式」の試行について 資料 11 工事審議案件 資料 12 工事審議案件参考資料 資料 13 委託審議案件 物品購入審議案件 資料 14 委託・物品審議案件参考資料 資料 15 平成 2 5 年度 行政評価等の結果について 資料 16 杉並区行政評価報告書 資料 17 杉並区財団等経営評価
会議次第	1 開 会 2 議 題 (1)報告 杉並区の入札・契約制度の概要について (2)平成 2 4 年度入札及び契約に関する外部評価について 3 その他 4 閉 会

会長 それでは、時間になりましたので、ただいまから平成 25 年度第 4 回杉並区外部評価委員会を開きたいと思えます。

今日は外部評価委員会と称しておりますが、入札監視という我々のもう一つの使命がございますものですから、それを中心とした議題になります。

最初に、配付資料等の確認を事務局からお願いいたします。

経理課長 それでは、本日配付いたしました資料の確認でございますが、まず、次第が 1 枚ございます。次に、資料 1、「入札・契約制度の改革」、資料 2 が「年度別入札・契約制度の変遷」、資料 3 が「落札率の推移」、資料 4 が「年度別入札形態別平均参加事業者数一覧」、資料 5 が「業種別競争入札登録事業者数」、資料 6 が「過去 3 年間指名停止業者一覧」、資料 7 が「平成 24 年度不調案件経過処理」、資料 8 が「入札・契約制度における臨時的緊急措置について」、資料 9 が「平成 25 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針」、資料 10 が「委託契約における『総合評価的な方式』の試行について」。

あわせて、審議案件でございますが、資料 11 が「工事審議案件」、資料 12 が「工事審議案件参考資料」、資料 13 が「委託審議案件 物品購入審議案件」、資料 14 が「委託・物品審議案件参考資料」でございます。足りない資料などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

会長 それでは最初に、議題の報告事項でございますね。資料 1 から 10 に基づきまして、「入札・契約制度の改革」ということで、この概要につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

経理課長 それでは、引き続きまして私から申し上げます。

まず、本日は私のほかに、契約事務に携わる 3 人の係長にも説明者として同席をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

本日は、先ほども会長からお話がありましたけれども、入札監視委員会として開催をしております。前年度、平成 24 年度 1 年間に区が発注した案件の入札及び契約状況等についてご審議をいただくものでございます。

なお、審議に入る前にお断りがございます。本委員会は公開とされております。一方で、入札事務における公正・公平性等を担保するために非公開としている内容がございます。このため、傍聴者がいる場合においては、審議の中でそうした内容についてお尋ねがあっ

た場合、大変恐縮ではございますが、お答えを控えさせていただく場合がございますので、ご了承のほどよろしくお願いたします。こうした非公開情報の主なものは、入札予定価格のうち非公開としているもの、最低制限価格、低入札調査基準価格などがございます。

次に、本日の審議案件についてですが、事前に委員の皆様には契約一覧を事務局から送付いたしまして、各委員の皆様には選定していただきました案件の中から、会長と事務局の方で調整をさせていただきました。工事案件が 4 件、委託案件が 4 件、物品購入案件が 1 件の合計で 9 件でございます。

なお、本日、案件の審議に入る前に、これまでの区の入札・契約制度の改革についてご報告をまずさせていただきたいと思えます。

それでは、資料に基づきまして簡単に説明をさせていただきたいと存じます。まず、資料の 1、1 ページをごらんいただきたいと存じます。

1、「入札・契約制度の基本的な方針」でございますが、平成 21 年に施行された「公共サービス基本法」では、「自治体は、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と規定され、このことが重要な課題となっておりました。

こうした課題に取り組むべく、区では契約制度検討委員会を立ち上げ、杉並区における公共調達のある方と今後の方向性の検討を行い、平成 23 年 12 月に契約制度検討委員会報告をまとめてございます。この報告に基づき、平成 24 年 1 月には「杉並区公共調達の指針」を、また、同年 4 月には「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」を策定いたしました。

平成 24 年度は、これらの指針や要綱を踏まえ、工事成績優良者公表制度の創設、技術実績評価型総合評価制度の試行導入、社会保険労務士による委託先事業者の労働環境の調査確認等を新たに実施したところでございます。区といたしましては、今後も引き続き競争性や透明性の一層の向上を図るとともに、適正な施工・履行の確保に努めてまいり存でございます。

以下、16 ページまで「入札・契約制度改革の概要」等がございますが、こちらは昨年度のこの監視委員会の中で既に説明をさせていただいている項目もございまして、また、本日の時間の関係もございまして、説明は割愛させていただきたいと存じます。後ほどお目通しいただければと存じます。

次に、17 ページの資料 2 から 33 ページの資料 7 までにつきましては、年度別入札・契約制度の変遷、落札率の推移などとなっておりますので、こちらの説明につきましても、申し訳ございませんが、割愛をさせていただきたいと存じます。

次に、34 ページをお開きいただきたいと思います。

資料 8、「入札・契約制度における臨時的緊急措置について」でございます。下段の表の「臨時的緊急措置の実施状況」でございますけれども、平成 24 年度でこちらの措置は 4 年目という形になっているものでございます。

次に、35 ページをお開きください。

こちらは、資料 9、「平成 25 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針」についてでございます。平成 25 年 4 月に施行されました国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律によりまして、地方公共団体は障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定が義務づけられたところでございます。区では、この障害者優先調達推進法を受け、庁内で検討を行い、こちらの「平成 25 年度杉並区障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定したものでございます。今後、区はこの方針に基づきまして、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進してまいります。なお、この法律では、会計年度終了後、調達実績の概要を取りまとめ、公表を行うこととされているものでございます。

次に、37 ページをお開きください。

資料 10、「委託業務における総合評価的な方式の試行について」でございます。こちらは、平成 23 年 12 月の契約制度検討委員会報告の中で検討課題となっておりますもので、委託契約においても工事と同じような総合評価的な方式で事業者を決定することができるよう検討を重ねてまいりましたので、その内容についてご説明をいたします。

資料 10 をごらんください。平成 26 年度に区が発注する委託業務において、業務の良好かつ安定的な履行確保を図るため、価格とともに価格以外の要素を総合的に評価して、契約の相手方を決定する方式の導入に向けて、以下のとおり仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。

対象の業務でございますが、今考えているところでは建物総合管理業務等を予定しているところでございます。

参加事業者の募集方法につきましては、原則として公募型で実施をする予定でございま

す。

評価の方法でございますけれども、価格点と価格以外の項目に関する評価点、履行能力点という形で今考えてございますが、この合計点によりまして参加事業者を評価していくというやり方でございます。

価格点の算定につきましては、案件ごとに算定方法を定める予定でございます。

価格以外の評価項目及び評価方法につきましては、まず、評価項目でございますが、業務実施体制、業務実績、経営状況、労働環境、社会貢献度、地域貢献度等を考えているところでございます。評価項目、評価基準及び配点につきましては、事前に公表をしていく予定でございます。

評価方法につきましては、所管部長が設置する審査委員会が書類審査により履行能力点を決定する予定でございます。

最後に、受託者の決定方法でございますが、次の条件を満たす参加事業者のうち、価格点と履行能力点との合計点が最も高い者を受託者として決定していく予定でございます。

(1)としては、申込価格が予定価格の制限の範囲内であること、(2)として、実施要領の中で必須項目を示した場合は、その項目があらかじめ示す評価点以上であることを条件としてございます。

なお、この方式につきましては、来年度当初契約で試行していく予定でございますが、現在、事務処理を進めているところでございます。

報告に関する説明は、簡単ではございますが、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

従来よりかなり簡素化して説明をしていただいたところですが、この改革の内容自身については我々は直接的には意見を言えないことですが、ちょっと確認させていただきたい点は、例えば 24 年度の指名停止の案件は、杉並区の契約にかかわる案件で指名停止になって、当然、指名停止明け後は自由に契約できるわけですが、現実のところ我々の今回の対象案件として、同社がこれ以降落札しているものはあるのをごいませうか。事実の確認だけですが。当然、やってはいけないというわけではないですけども。

経理課長 指名停止明け後には契約実績はございます。

会長 あるのですか。

経理課長 はい。

会長 ああ、そうですか。当然、権利としてはあり得ると思いますけれども。ありがとうございました。

もう 1 点確認ですが、最近、労働単価もかなり改善されて、むしろ不調案件が増えていることを地方自治体あるいは地方自治体以外のところからもちらほら聞かされます。33 ページの資料 7 の「不調案件処理経過」は 24 年度についてご報告いただいたものですが、これはやっぱり 23 年度とか 22 年度に比べると増えているんでしょうかね。どうでしょうか。傾向的なことですが、

経理課長 傾向としてはおおよそのぐらいです。

会長 同じぐらいですか。

経理課長 はい。

会長 特に増えているわけではないですか。

経理課長 25 年度におきましても、8 件ほどでございます。

会長 そうですか。ありがとうございました。

委員 質問ですけれども、最後に総合評価方式のご説明がありましたが、工事案件ではもともとやっているのは記憶にあるんですが、そういう案件はこの入札監視の対象にはならないんですかね。数は少ないと思うけれども、ピックアップして総合評価でやっているものについてもこの入札監視で議題になることはありますか。

会長 それは当然なります。今回もリストに入っていると思います。

委員 今まで総合評価のリストそのものはここでの議題にはのせられないということになるんですか。つまり、総合評価をやるときの評価書というか、それは余りここには出せないということになるんですか。

会長 まあ、求められれば、その経緯が非常に不透明であるとかいうことであれば、それは我々入札監視業務の一環だろうと思いますけれども。

経理課長 今の先生のお話は工事のところですか。

委員 ええ、そうです。というのは、なぜかという、こうやって私どもが事前に資料でチェックして、これはちょっと議題にしたいというのでこちらに提案するときに、総合評価であっても、どうしても価格の方に主として目が行ってしまって、本当はその裏にどのくらいのウエートかわかりませんが、半分半分ぐらいのウエートがあるのは私も体験的

には知っているんですが、その辺はどうしてもこういう監視のときには目が行きづらいものですから、改めて原点に戻ってそういうものは評価の対象にはならないのかをお伺いしたわけです。

会長 それはなると思いますよ。僕はほかのところでやっていますので。

経理課長 この総合評価につきましては、24 年度から特にこの施工能力等審査型は本格実施をいたしましたので、これから多分件数は増えてくると思います。そうした中、非公開情報は除きますが、資料は出していきたいと思っています。

あともう一つ、いわゆる施工能力等審査型については、価格点の方が重視されております。もう一つは、技術実績評価型という方式でして、昨年から試行してございます。予定価格が 1 億以上で試行を行っているわけですが、そうした技術実績評価型に関して言いますと、価格点と技術実績の部分が 30 対 30 ということで、技術実績の方をより重視した形での総合評価方式も施行してございますので、今後これを続けて評価をしていきたいと考えております。

会長 ほかにご質問はございますか。ご意見もよいかと思いますが。

委員 今の総合評価のところなんですけれども、今回の資料 10 のところは、価格点と履行能力点の比率は何対何の予定ですか。

経理課長 今考えているのは 50 対 50 です。

委員 では、1:1 ということでですね。

経理課長 ええ、そういうことでございます。

委員 工事審議案件の方の先ほど価格にウエートが置かれているというのは何対何ですか。

経理課長 価格点では 90 点までございます。評価の施工実績の方では 23 点というところでは、金額が安くなれば、当然そちらの方が有利になっていくという総合評価方式になっております。

委員 高くても何かに置きかえるわけでしょう、指数に。同じにするために。

経理課長 そうです。それは今回、審議していただく中でも総合評価が入ってございますので、そこは少し後で説明はしたいと思います。

委員 確認なんですけど、今日事前にいただいている資料 12 で点数が入っていますよね。例えば、資料 12 の一番表の事業者、総合点が 19.42 で価格点が 0.42、技術点 19。ここで

は価格点は計算できるんですけども、技術点は区の方で評価されたのが載っているという事ですよ。

経理課長 そうでございます。この価格点についても計算式がございまして、札を入れた金額でおのずとこの点数が出てくるというシステムになっているものでございます。

委員 例えばこの 5 ページに今の計算式、「価格点の算定方法」が下の方に書いてあります。これはこのデータの中から私でも計算ができるんですけども、この下の工事能力というのですか、技術点等は配点をされたのがここに載っていると。そこから、今日のチェックのスタートということになるわけですよ。

経理課長 はい、そういうことでございます。

会長 これは当然、この審議の中でももう少し詳しく聞いていただいていた方がいいかと思えます。よろしゅうございましょうか。

では、以上で「杉並区の入札・契約制度の改革」の状況についてご報告をいただきました。

それでは、議題の 2 番目、本日の主要課題でございますが、「平成 24 年度入札及び契約に関する外部評価について」、資料 11 から 14 ですね。これは 1 件ずつやりますか。それとも工事案件だけをまずざっと説明していただいてからにしますか。委員の方々、どうしましょうか。個別に 1 件ずつやりますか。どちらでもやり方はあると思いますが、一応工事と委託、物品、それぞれパーツが 3 つに分かれるんですけども、ざっと説明いただけますか。それとも個別に 1 件 1 件やりますか。

委員 今まで 1 件 1 件やっていましたよね。その方がわかりやすい。

会長 では、1 件 1 件やりましょう。

それでは、資料 11 の抽出案件は先ほど事務局からも説明がありましたが、なるべく多くの委員の方が選定いただいたものということと、あとは本日の審議の時間的な制約がございしますものですから、それを踏まえて複数以上の委員が選択されたものの範囲の中から事務局と私の方で相談して、今日ご審議いただく案件を抽出したということでありませう。

それでは、工事案件の 1 番目、杉並第六小学校擁壁改修その他工事を説明していただけますか。

経理課長 それでは、概略を説明させていただきます。

まず最初は、杉並第六小学校擁壁改修その他工事でございます。こちらの資料につつま

しては、入札見積経過調書が資料 12 の 1 ページ目、2～3 ページが発注の公告文でございます。4～10 ページが総合評価に関する落札者決定基準となる公告事項となっております。

こちらの入札につきましては、一般競争入札単体発注で、施工能力等審査型総合評価方式で行ってございます。24 年 4 月 25 日に公告をいたしまして、5 月 25 日に開札を行ってございます。予定価格は 7,836 万 8,000 円、これは税抜きでございます。入札に参加した事業者は全部で 6 社の参加がございました。落札率につきましては 99.53%でございます。なお、この経過調書を見ていただきますと、予定価格を下回る入札者が 1 社いらしたということでございます。

資料につきましてはこうした形でございますが、先ほども総合評価というお話がございましたので、若干説明をさせていただければと思います。

資料 12 の 5 ページ目をお開きください。

こちらの 2 の「落札者の決定方法」のところでございますが、(1)「価格点の算定方法」、(2)が「施工能力評価点の評価」という形で分かれてございます。価格点の算定につきましては、こちらに記載の「 $90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ 」という形ですべて計算をいたします。その計算をした結果が、今回予定価格を下回ったのは 1 社でございますので、価格点についてはこの経過調書の価格点、0.42 点という形で数値が出るものでございます。

(2)番目の「施行能力評価点の評価」ということでは、工事成績評価点が 13 点満点ございます。配置予定技術者の資格点が 3 点満点、及び配置予定技術者の実績点が 2 点満点、企業の地域貢献等への評価点が 5 点、合計 23 点になるものでございます。

(3)以下は、例えば「工事成績評価点の算定方法」でございますが、こちらは下段に表がありまして、次ページまで続いてございますが、過去 3 カ年の直近 3 件の工事成績の平均のところで見たときに、例えば 80 点以上 100 以下の工事成績を得ていれば満点の 13 点がつくということでございます。その下の 75 点以上 80 点未満であれば 12 点という形になるものでございます。これで点数化を図っているという形でございます。

それから、(4)「配置予定技術者の資格点の算定方法」というところでは、こちらも表がございますが、一級技術者がいれば 3 点という形で、満点の数値を入れる。

7 ページでございますが、(5)「実績点の算定方法」ということでは、担当した役割と

ということで、監理技術者として同種の工事を行っている者がいれば、満点の 2 点がいただけるということでございます。

3 の「地域貢献等評価点」でございますが、これはいわゆる杉並区独自の加点の部分でございます。「区内業者点」で、区内の業者であればおのずと 1 点がいただけると。それから、区との災害協定を結んでいる場合には、こちらも災害協定点ということで 1 点の加点があるものでございます。それから、(3)の「品質・環境配慮点」は、ISO の認証を 1 以上取得している場合は 1 点、8 ページに行きまして、「雇用対策点」は、各号に該当する場合は 1 点ということで、例えば障害者の雇用をした場合での加点、杉並区の子育て優良事業者表彰実施要綱で過去 3 年以内にこの表彰を受けている、次世代育成支援対策推進法第 13 条に定める認定を受けている場合も加点があります。

そういう形でのトータルで、この評価点の満点は 23 点という形で計算をした結果が、この入札経過調書で言う技術点というところで、落札業者は表の 1 番目の事業者ですが、価格点が 0.42 点、技術点が 19 点で、合計 19.42 点でこちらの業者に決定をしたということでございます。

なお、2 番目以降 6 番目までの事業者につきましては、金額を見ていただきますと予定価格をオーバーしてございますので、当然、予定価格の範囲内での札入れが必要条件となつてございますので、価格点についてはいずれも 0 点で、技術点については備考欄に参考までに記載がございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 今回の説明では多分、委員を初めほかの多くの方はわからないと思うんですけども、技術点の 19 点から 15 点がどこで差があったのか、具体的なものがないと進まないのだろうと思いますが、これは公開情報だと思いますので、どこで差がついているんですかね。

要するに、場合によってはほかのところの技術点がもし 20 点のところが出てくれば、総合評価ですから当然そちらの方が上になるわけですね。ですから、我々がこれが正しいかどうかは……。

経理課長 先ほども説明しましたけれども、価格点もプラスしています。

会長 ええ、プラスしていますから。

委員 恐らく価格オーバーで失格なんじゃないですか。

経理課長 ええ、そういうことでございます。

会長 失格なんですか。それはどこで読むんですかね。「制限の範囲内であるものうち」ということですね。

経理課長 ええ、そういうことでございます。

会長 ここで読むから、結局、それでもう技術点が決まってくると。

委員 20 点だろうと何だろうと切られるということですよ。

経理課長 これは国、東京都の例に倣った形で実施をしてございますので、どこの自治体もそういった形です。

会長 そうだとしても、その点数が正しいかどうかは一応チェックはする必要がありますよね。

委員 この技術点は公表していないんですけど。公表しているんですけど。

経理課 A 技術点はこの入札経過調書によって公表している範囲を公表しております。

委員 要するに、備考に書かれている合計点だけということですか。

経理課 A 一般に公表している情報はここまででございます。あとは請求があれば、ということですよ。

会長 請求があれば、これは基準が決まっているわけですのでね。

委員 これをやるときには価格点をまず見るのではなくて、要するに技術点の方をチェックして、その後、価格点ですか。それとも同時ですか。

経理課 A 入札参加の申し込みのときに申告書をいただきまして、その内容で技術点を計算いたします。その後、入札が行われまして、価格点が計算されます。

会長 もうちょっと今のを確認すると、これは税抜き価格が書いてあるということですよ。この 1 回目の 8,000 万というのも。

経理課 A 入札経過調書の予定価格につきましては税込みの価格となっております。

会長 税込みであれば、別に失格じゃないんじゃないですか。

委員 いや、これは税抜きにすると 7,836 万 8,000 なんです。

経理課長 この経過調書自体、ちょっと見づらくて大変恐縮なんですけれども、予定価格自体は税込みの金額になっております。

委員 2 から 6 がオーバーです。

会長 2 から 6 は税込みでしょう。税抜き？

経理課長 下が税抜きです。

委員 全部税抜きです。それで、予定価格だけが税込みになっています。

会長 そうすると、余計複雑なんだな。だから、わからないんだね。そういうことですね。それであればわかります。それであれば了解です。

経理課長 その場合ですと、資料の 11 を見ていただくと、税抜きの価格と税込みの金額と落札、契約と。

会長 書いていますね。いや、書いているからこの見方を聞いたんですよ。入札見積経過調書。だから、これは税抜きですよ。

経理課長 そうです、はい。この業者さんの数字はそうです。

会長 そうじゃないと失格にならないですね。少なくともこの書類はそういうふうにわかるようにしておいてほしいですよ。情報開示請求があるかもしれないので。

委員 例えば今ここは最高点、技術点が 19 点をクリアしたからいいんですけども、19 点のところは価格オーバーで、15 点のところは、もしかしたら 10 点のところかもしれないですけども、そうなった場合の基準はあるんですか。最低価格の入札のはあると思うんですけども、技術点最低何点以上とか、それはいかがですか。

経理課 A 技術点の合計で最低制限は設けてございませんが、直近の工事成績評価点が 60 点を下回りますと入札には参加できないことになっております。算定のもととなる工事成績の点数のところ、直近のものが 60 点を下回った者は入札に参加できないことになっております。

委員 ということは、技術点が 0 点だったとしてもということですか。

会長 0 点にならないということだね。60 点をとるには。

経理課 A この工事成績評価点に関しては 0 点になることはありません。

委員 それは何点ですか。

経理課 A 60 点に該当する点数は手持ち工事がなかった業者でも必ずとれることになっておりますので、60 点を下回る 例え 59 点ですとか、58 点とか、失格になるような点数をとっていない限りは 0 点となることはなく、入札に参加できることになっております。

委員 全部が最低点だったら何点になるんですか。

経理課 A 工事成績のもととなる点数が 60 点を下回っている業者に関しては参加でき

ませんので。

委員 それで、クリアして。

会長 多分 6 点かな。6 点ですね。でも、本当はもうちょっと多いんじゃないかな。

経理課 A はい。工事成績評定点に関しましては 6 点が取得できまして、区内業者であれば 2 点が取得できますので、区内業者であれば 8 点、支店があれば 9 点という点数になってくるかと思います。

会長 今回の場合、予定価格の制限内の方で事実上総合評価としての競争が作用しなかったということなのですが、金額の記載についてはちょっと誤解を与えかねませんので、資料の作成等だけのご留意いただきたいと思います。

そのほかございますか。

委員 ちょっと感想なんですけれども、例えば 1 つ目、18 点が 4 つですね。15 点もあって、19 点もあって、これはいいことだと思うんですけれども、割と総合評価の技術点が僅差というかですね。皆さん、条件が集まっているところからこういうことになるのかなと思うんですけれども。絶対的な数値でやっていらっしゃるから、そこに恣意は余りないと思うんですけれども、結果的にはここでの僅差の中での競争みたいな感じになっているんですかね。そのほかの全体的なことと言いますと。

経理課長 先生がおっしゃるとおり、これを見る限りではそういう印象は否めないかもしれませんが、次の 2 件目は、実はずっと電気の関係でございますけれども、すべての事業者さんに点数が入っているという状況も業種によってはございます。当然、業種ごとで発注をかけてございますので、例えば格付けで言えば B から C 級とか、本当に同じような力を持った事業者さんで手を挙げていただいているというのがございます。

例えば技術者の関係で、技術者が少ない事業者さんは点がとれないとか、工事成績で申し上げますと、大半どこも同じような工事成績を上げているというのが、特に建築の関係で言いますと、区内業者さんはおおよそ皆さん優秀な事業者さんが多うございますので、そうした中ではほぼ同じような実力を持っていると考えております。

委員 なるほど。ありがとうございます。

ちょっとすみません。大変初歩的な質問でお恥ずかしいんですけれども、そもそも工事成績評定というのはどこかの機関でやるんですって。

経理課 A 工事評定につきましては、工事監督を担当いたしました工事主管課の監督員

の点数と経理課の検査員の点数を合計しまして算出いたします。その算出の仕方につきましては、専用のチェックシートがございまして、そのチェックシートにチェックを入れていくことによって自動的に算出されるようなものになっております。

委員 そうすると、あくまで杉並区での評価ということによろしいんですかね。

経理課長 はい、そういうことでございます。

委員 この価格点の算定方式というのはどういう考えに基づいてつくられているんですか。多分どこかほかでやっているのをこれでということなのかもしれませんが、90 に掛け算することの、入札価格がほとんど予定価格と等しいようなところは 0 点になってしまうというのはわかるんですが、なぜ片方は 90 なんですか。

経理課 A これにつきましては、100 を掛けている自治体も確かにございます。50 の自治体もございます。それぞれございますが、東京都の方でこの 90 を設定して試行を行っていったところ、競争性に関して問題ない結果が得られたということですので、杉並においても 21、22、23 年度、3 年間試行を行った結果、落札者の決定に特に問題ないと判断したために、この数値を採用したものでございます。

委員 たまたま今の事案は技術点とバランスが非常に悪くなってしまったわけですね。だから、多分過去の幾つか試行をやった中では、技術点と価格点がいろんな事例である程度バランスがとれているということになったのですが、こういうバランスの悪い状態が出てくると、その配分比が果たして何があるのかなという疑問が出てきたということですね。だから、ケースによって結構違うんじゃないかなという気がしましたけれどもね。

会長 そういう意味では次の案件が、バランスがとれているかどうかは別にして、割合ばらついておりますので、この案件については手続き的に問題は認められなかったということにしたいと思います。

次の案件の済美教育センター熱源機器改修その他工事、これについて説明をお願いいたします。

経理課長 それでは、こちらの案件でございますが、入札方式は一般競争入札、単体発注で、こちら施工能力等審査型総合評価方式により行ったものです。平成 24 年 8 月 20 日に公告をいたしまして、9 月 7 日に開札をいたしております。予定価格は税抜きで 4,169 万 6,000 円でございます。入札につきましては 15 社の参加がございました。落札率につきましては 79.1%でございます。

この案件につきましては低入札価格調査を実施してございます。その中で事業者さんと呼んで聞き取りをして、なぜこういう低価格の札を入れたのかという形での調査を行います。また、内訳書もいただきまして、その内訳に漏れがないかどうかもチェックいたしまして、調査をいたしまして、その結果、事業者さんからは資材購入価格の低減が主な低入札の理由ということで、製造メーカーからの直接購入を行う見積書の提出を受けまして、入札価格については根拠のあることを確認してございます。

なお、当該年度から導入いたしました失格基準価格というものがもう一つございまして、この価格を 1 社については下回ったので、この入札案件につきましては 1 社が無効となっているものでございます。

説明は以上でございます。

会長 今の最後の問題が一番大きい これは非公表かもしれませんが、失格の金額は公表できない数字なんですか。公表できなければ公表できないでいいと思いますが、非公表ですか。

経理課長 これは非公表です。算式もあります。

会長 そうですか。それで、15 番はかなり……。

経理課長 算式につきましては、事業者さんには公表をしてございます。

会長 そうですか。そうすると、14 番目までの業者に比べるとかなり差があったということですね。

経理課長 失格基準価格を下回ったということでございます。

会長 それよりもさらに下回ったということですね。わかりました。

経理課長 そういうことです。つまり、失格となったものでございます。

会長 これは一応参考までに、区内業者なんですか。

経理課長 はい。すべて区内業者でございます。

会長 そういいますが、どうぞほかの先生方。

委員 この「無効」というのが失格ということなんですか。

経理課長 実はこれは電子調達システムを使っていまして、失格という項目は実はないということで、それで「無効」という形で入れさせていただいています。内容的には失格という形になってございます。

委員 この 15 番のところは、技術点も公には公表しないんですか。オーバーのときに

は技術点が出ていますけれども、低過ぎているときの状況で、例えば技術点がとてもよかったのか悪かったのか、その辺も公表していないんですか。

経理課長 いわゆるこれは失格ということなので、そこについては特段公表する形はとってございません。要は金額が低過ぎてその施工自体が危ういというところでは、技術点云々を公表する前の段階で既に失格ということでございます。

会長 ここでも基本的には価格で決まっているわけですね。皆さんかなり安かったのです。まあ、方式的には正しいと思いますけれども。

委員 去年も何かそんな話があったかと思うんですけれども、要するにこちらが予定した金額よりかなり安い値段でということですよ。しかも、1社だけじゃなくて、割とまとまって出てきているように思うんです。

そうすると、当初、区役所の方で算定した予定価格なるものの次への対応とか検証、要するにそれでよかったのかとか、当然、区役所の方でも従来から正確な見積もりをやっていらっしゃると思うんですけれども、マーケットがまた変わっているみたいなのもちょっとあるかと思うので、そういう対応等をお話しいただければと思います。

経理課長 区の積算につきましては営繕課というところが実施をしておりますけれども、当然、物価の上昇分であるとか、こういった製品についてはすべてしっかりチェックを入れた上で設計をしているわけでございます。

先ほども少し説明をさせていただきましたが、この電気業界、あと空調業界、いわゆる機械物という部分になるわけですが、この部分については、事業者さんによっては大量購入という形での実績がある事業者さんについてはかなりお安く納入していただけるようです。メーカーからの直での納入が非常に実は大きな比重を占めているものでございまして、営繕課サイドの積算につきましては適正な価格での積算をしているという形で実施をしているところでございます。

経理課長 また、低入札の審査は、各項目につきまして区の方でまず内訳を全部出させていただきます。次に事業者さんを区役所にお呼びいたしまして、本当にこの金額で大丈夫かという事情聴取といたします。説明を受けて、そうした見積書の関係もそこでご提示をいただいた中で、この案件につきましては施工は任せられるという判断を行ったものでございます。

委員 あくまで今後の話として、もしこういう直納というんでしょうかね。あるいは問

屋さんを省略するとか、数を少なくするとかで安く調達できるような環境があるのであれば、また次の予定価格の積算などにも反映されるのかなという。

経理課長 あくまでも公平・公正といいますか、いわゆる市場価格的な要素で営繕課は適正な価格を積算しているものでございますが、こういった特例的にたまたまその事業者さんだったので安く入るといふ部分での積算を基準としてしまいますと、かなり金額自体が下がってしまいますので、そこは非常に難しい判断になろうかと思えます。区としてはあくまでも適正価格というところでの積算を絶えずしているのが実態でございます。

委員 この調整基準価格なんですけれども、今回の 14 社のうちクリアしているのが 2 社なんですよね。12 社はこれを全部下回っているわけですね。それを見ると、本当にこれが妥当な線だったのか。もしかしたら、もともとの線引きがどうだったのか、今の市場を適切に捉えたものだったのかなというのが若干疑問に これ例えば 10 社中 2 社とかだったらいいんですけれども、14 社中 12 社になるわけですね。そこはいかがですか。多分先ほどのコメントにもつながるところだろうと思うんですけれども。今後、今までのまま、そのままやるのか、ここまで下げてくるということなのか。

会長 まあ、直接購入が常態化しているかどうかというポイントでしょうね。

委員 はい。その辺は……。

経理課 A これは、空調機器ですとか、電気的大型機械の入札には必ずこういう事態が起きておりまして、業者にヒアリングしますと、例えばこの 13 番、14 番の業者がもうけを見込んでいるかといいますと、そういうことではなくて、やはりこの価格で機器を購入しているようなんですね。

ですので、その時々によってその業者が、先ほど課長から説明があったように、その年度なり直近の 1 年なりの購入実績によって安い価格で納入できる業者が出てくるということですので、やはり私どもといたしましては一般的な価格を設定いたしまして、そのかわり低入札調査の制度がございますので、その調査の中で実態を確認していくことによって適正な落札業者を選択していきたいと考えている次第でございますので、このようなことになっております。

会長 まあ、直接購入に対する回答かどうかというのはいろいろありますけれども、よろしいでしょうか。

委員 質問ですけれども、総合評価の場合に、入札が終わってから落ちてしまったとこ

るから問い合わせみたいなものがあるんですかね。一般的に入札で開示請求が出るかどうかは別として、落ちてしまったところから問い合わせというのはありますよね。そういうのはないですか。その場合に、総合評価の場合はどの辺を聞いてくるんですか。

経理課 A 現在のところだと、この公表している情報以上に情報を知りたいという要求は経理課の方にはございませんで、請求があるとすれば、区の積算内容に関しまして請求をして資料を求めてくる業者はございます。

委員 価格の方に関心があるんですか。技術の方よりも。

経理課 A はい。技術点に関しましては自己の申告書によるものですので、自分の点数に関しましては十分把握しているはずでございます。

会長 よろしいですか。では、この案件についても特に問題は見出せなかったということになるかと思えます。

では、3 番目の指名競争入札の案件の高井戸第二小学校旧校舎解体工事について説明をお願いいたします。

経理課長 それでは、資料が 23 ページ、24、25 ページが入札説明書となっております。

こちらの入札でございますが、指名競争入札単体発注でございます。平成 24 年 4 月 16 日に指名をいたしまして、5 月 9 日に開札をしたものでございます。予定価格が 5,713 万円、税抜きでございます。入札につきましては 4 社を指名いたしました。こちらの高井戸第二小学校は今現在改築ということで、この旧校舎の解体工事を行ったものでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

会長 この予定価格の算定は通常の積算基準か何かでされたんですか。

経理課長 はい。これは通常の営繕課の積算でございます。

会長 それにしては、この 1 社だけが割合近い価格で、あとはそれよりも上回っているのはやや理解に私は苦しんだんですが、見積もりをおとりになったのかなと想像していたんですが、そうではないわけですね。

経理課長 すみません。見積もりも参考で一応いただいております。

会長 でしょう。見積もりはどこからとられたんでしょうか。

経理課 A 3 社からです。

会長 3 社というのは、具体的におっしゃっていただけますか。

経理課 A 今回の場合、見積もりはちょうど入札の 3 番目までの 3 社から取得したと聞いております。

会長 それを踏まえて予定価格を設定されたということですね。

経理課 A はい。

会長 ああ、そうですか。そうすると、まあ理解はできますけれども。どうぞ、ほかに委員の方。

ただ、見積もりのときにその 3 社、多分この結果とは当然違っていると思いますけれども、どうも私の推測からすると、見積額もかなりの差があったと思われるので、内容について一応吟味をされて予定価格を立てられたと思うんですが、そこら辺はプロセスがわかる範囲でご説明をいただくべき話だと思うんです。

要するに、見積もりをおとりになった 3 社の見積額自身も大きな差があったと私は推測しているんですが、まず、そうではないのかどうかということが第 1 点です。もし大きな差があったとすると、それほどの差が出てくるのはどういうことが当然調査されて、最終的な予定価格を立てられたと思うんですが。

経理課 A おっしゃるとおり、3 社の見積もりに関しましては差があったと伺っております。その差の原因につきましては、やはり解体の需要が、現在もそうですが、比較的高い需要が続いておりますので、今年度も業者によって手持ち量、または技術者の配置ができる、できない、それによって大きく価格に差がついてしまうという現状がございます。

会長 ということのようですね。

委員 事前に見積もりをとられるときは、大体 3 社ぐらいというのが一般的な数なんですかね。もっと広げていけば、またいろんな値段が出てくる可能性もあるかなとちょっと思ったんですけれども。

経理課長 この解体の関係につきましては、実は区内業者はすべて指名をしております。そうした中ではなかなか限界がございます、この業種で言えば 4 社中 3 社からとったところがございますので、すべての関係で見積もりをとっているかということ、例えば設計を行っている案件もございますし、案件、案件ごとに若干事情が変わってくるのかなとは考えております。

会長 ほかにご意見、ご質問は。

これは履行期限が 9 月 19 日ということは、この後、解体後の何かが急ぐ時期ではあつ

たんですかね。10月ぐらいからまた別のことが。

経理課長 こちらの案件はいわゆる改築工事の前の段階ですので、プレハブを建てるとか、あとプールの解体もやったりとか、そういった形のものでございます。

会長 そうですか。何か特にご意見はないですか。

では、これについても見積もりをとられて、それを参考にして予定価格を立てて、それを下回っているということですので、特に問題はないと見受けられますが、よろしいでしょうか。

それでは、工事の審議案件の最後、見積競争のもの、最後のページにありますように、コニファーいわびつログハウス屋根改修工事について説明をお願いいたします。

経理課長 こちらは見積競争で、単体の発注でございます。

6月4日に見積もり合わせを行ってございます。予定価格につきましては税抜きで円でございます。見積もりに参加をした事業者は4社でございます。

この工事の概要ですけれども、コニファーいわびつというところは、群馬県吾妻郡東吾妻町にある区有施設、コニファーいわびつのログハウスの1棟の屋根を改修する工事で行いました。

見積もりの参加業者はいずれも群馬県内に本店を有する業者でございます。群馬県内の登録業者の中から履行可能な距離の範囲で官公庁実績を有する業者を選択いたしまして見積もり合わせを行ったものでございます。

説明は以上でございます。

会長 ということですが、これはそんなに急ぐ工事だったんですか。1カ月ぐらいの間に。災害か何かあって、急遽直さなければいけないという感じですか。

経理課 A やはり宿泊施設で予約等を受け付ける都合がございますので、それで期間を置かずに工事を行うということです。1棟の屋根を改修するのみでございますので、この期間で十分であったということでございます。

会長 そのようですが、ご質問……。

これは、規則的にはどういう条項に基づいて随契なり見積競争になったんですかね。

経理課長 まず、随契の範囲というところでは130万以下でやっております。あと、本来、東京の登録は杉並区内の業者さんという形も考えられるわけですが、先ほども言いましたように群馬県ということで、交通費等を考えますと、やはり地元の事業者さんの方が

割安という形で考えたものでございまして、群馬県内の登録事業者さんの中からより近いところの事業者さんを選んで見積競争を行ったということでございます。

会長 たまたまそれが東京にも支店があったということですね。この 2 番、3 番、4 番目の業者はもともと群馬県の業者だけれども、東京支店もあったということですね。

経理課長 たまたま東京支店があったということです。

委員 ちょっと疑問なんですけれども、要するに見積もり合わせで、随意契約が前提ですよ。それで、130 万以下というのはわかっていますよね。それで、なぜこの 2 社目と 3 社目と 130 万以上のを入れてきたのか、見積もってきたのか。その説明の仕方はどういう説明をされたんですか。見積もり合わせのとき。

経理課 A 見積もり合わせが 130 万円を下回る工事が対象であるということとはご説明はしておりません。業者さんの方でこの工事にかかる費用を見積もっていただきまして、それを単純にご提出いただくと。その結果、予定価格を上回る業者がございましたら、そこは減価交渉なりを行っていくという手順になりますので、このようなことで行っております。

委員 じゃ、たまたまそこをクリアしたところが 1 社あったので、そこに決まったということですね。

経理課 A はい。そのような結果でございます。

委員 随契という言葉の意味がどういうことなのかよくわからなかったんですが、見積もり合わせもある意味では内容的には入札と同じようなことが機能している面がありますよね。どういう意味で随契と言っているんですか。つまり、そこの 1 つ決まったところとあとは中の条件について個別の契約に至るから、価格以外のところを契約書の中で随意に契約するというそのぐらいの意味なんですか、随契と今言われる意味は。

経理課 A 契約のカテゴリーの中で、地方自治法で定める随意契約は第 167 条の 2 の第 1 項第 1 号に該当するというので、130 万を下回る工事または製造の請け負いのカテゴリーでございますので、私どもは随意契約と呼んでいるわけでございますが、方式といたしましては全く入札と変わらない方式を私どもは考えております。

会長 ただ、参加する業者はそういうことは当然知っているはずなので、非常に不透明だというのが 委員の真意だと思うんですが。

委員 よくわからないな。随契という言葉の意味が違ってくるんじゃないですか。

経理課長 補足になるかわかりませんが、要は事業者さんとしては群馬県のうちの区有施設のところの工事ということでお呼びをしているわけなので、これが随契ですよ、入札ですよというのは一切こちらからは申ししていないという中では、当然、幾らで見積もりを持ってくるかは、相手方については全くその辺の事情はわからないところでございますので、その結果ということだと思います。

いわゆるここで言う説明は、あくまでも 130 万以下なので随意契約という形に当然なるわけですが、予定価格自体もその範囲内でございますので、その辺は内と外ということで、そういう部分での違いはあるのかなと。

会長 いやいや、問題はそういう意味ではないんですが、委員もそれを承知の上でおっしゃっているのだと思いますけれども。

それと、佐田建設の「辞退」というのは、呼びかけたけれども、参加されなかったということですね。

経理課長 ええ、そうでございます。辞退することは皆さん自由でございますので。

会長 当然そうですが、よろしいですか。

では、これについても、見積競争について特に不適正であるという内容は見受けられなかったということに判断いたしました。

それでは、工事審議案件はこれで終わりにいたしまして、引き続きまして資料 14、委託・物品審議案件、これの最初の案件の建築確認受付簿データベース入力及び地図情報登録業務委託、これについて説明をお願いいたします。

経理課長 それでは、こちらの説明をさせていただきます。

入札方式につきましては一般競争入札でございます。平成 24 年 8 月 20 日に公告をいたしまして、24 年 9 月 12 日に開札をしたものでございます。入札は 11 社が参加をいたしまして、区内業者が 5 社、区外業者が 6 社の参加となっております。入札の結果、いずれも予定価格を超過してございました。第 2 回まで入札に付してございますけれども、落札に至らないので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づきまして最低価格提示者と減価交渉した結果、随意契約を締結したものでございます。

なお、この業務内容でございますが、建築確認受付簿をデータベース化し、また、地形図データを活用して位置情報を整備するとともに、建築計画概要書との関連づけを行い、GIS コンテンツとして建築情報を整備する業務でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 これについてはいろいろあると思いますが、どうぞご質問。

これは毎年されている案件ですか。この年だけではないはずですよ。

経理課長 これは今回のみの契約となっているものでございます。

会長 これはどういう内容ですか。なぜ今回だけなんですか。ちょっとわからないんですけれども。

経理課 B これは、今まで紙の台帳と紙の地図で建築確認の受付データを建築課の方で所有をしていたわけなんですけれども、それをデジタル化しまして、アクセスというプログラムのデータベースに受付簿、台帳データを入力するとともに、今まで住宅地図を何十冊という形で、たしか 40 冊の住宅地図に何年か分ごとを 1 冊という形で、それが今まで 40 冊ほどたまっていたんですが、それらをパソコンにデータとして位置を落とし込んで、それらを集約するという事務内容でございます。今までたっていた紙の情報をデジタル化したということで、今回初めてということでございます。

会長 そうすると、とりあえずそれが一たんでき上がれば、あとは区役所の方で更新なりができるかと理解していいんですか。どんどん新しいデータが出てきますけれども。

経理課 B 日々のデータでございますので、日々入力することで対応は可能だということでございます。

会長 ただ、地図との関係があるので、地図情報も変わってくると思うんですが、それも自動的に更新できるんですか。というのは、新しく建築確認のところは加わるにしても、ほかが強制的に変更が生じることがありますね。そうすると、地図の方も変えないといけないと思うんですが、それも自動的に何らかのシステムとつないで直すようになっているんですか。そこがちょっとよく理解できなかったんですが。新たな建築確認については確かに区役所の方で入力すればいいだろうというのはわかりますけれども。

経理課 B そこまでは定かではございませんが、元図の方のお話かと思しますので、そちらにつきましては別途メンテナンスという形では必要かとは思いますが。

会長 とりあえず 1 年で昔の紙媒体のやつをやってしまおうということですね。

委員 これは 1 回目で予定価格が未達で、2 回目の入札ということなんですけど、もしかしたら不調になるかもしれないというくらい値段が高かったということで、2 回目は何か割ときれいにそろっている感があるんですけれども、何かヒントみたいなものがあったの

でしょうか。

経理課 B 1 回目の最低札の方が 4,300 万でございまして、その 4,300 万という情報は 2 回目の入札を行うに先立ちまして、1 回目の最低札は幾らでしたと。4,300 万でしたということは全社に再入札の通知のときにいたしますので、参加した業者さん皆さんが 1 回目の最低札の金額をご存じの上で応札して、こういった形になったということだと思います。

委員 わかりました。

委員 この地方自治法の施行令に基づいてというのは、持っている予定価格との差がある程度の幅ならば減価交渉に移れますよという規定になっているんですか。つまり、あまりそこで差があって、減価交渉をやる余地がないような場合に、至らない場合が恐らくあるでしょう。ですから、何かそういう規定がされているんですか。持っている予定価格との差がある程度の範囲の中におさまっていれば、そちらに移行できますよということですか。

会長 これを見ると、最低価格提示者となっているだけで。

委員 そうすると、その辺はかなりあいまいというか、その場、その場で減価交渉に至るのか、あるいは不調に至るのかというのは……。

会長 もう一回やってもいいんじゃないかということですか。

委員 そうということですね。その辺の判断はどこでなるんですか。

会長 3 回やるか、あるいは 2 回で減価交渉になるかという、そのご判断はどうされたかということですね。

経理課 B 私の方からお答えしますが、この一般競争入札につきましては、再入札は 1 回しか行わないということは最初に公表時に宣言をさせていただきますので、3 回目の入札という道はあらかじめございませんでした。

委員 それでもいいですけども、例えば減価交渉に行けるというのは、また何か条件があるんじゃないですか。

経理課長 減価交渉に行けるというのが先ほどおっしゃった地方自治法に基づく減価交渉なんです。一番低価な金額を提示した事業者さんと減価交渉することができることになっているので、これでうちは随意契約をしたということでございます。

委員 でも、それは予定価格との関係は全くなしにできるんですか。予定価格の差があ

った場合に減価交渉が成り立たないということはないんですか。

委員 ありますよね。

経理課長 当然あると思います。多分この場合は、私が言うのもちょっとあれなんですけれども、結構入力系の業務ですから、もう一度そこで再入札をしているいとまは、多分難しい時期だったのではないかと私は思っています。そうした中で、金額がこういった形で出てくれば、おのずとあと少しなわけですよね。

委員 それが少しかどうかは、相手の事情があるからわからないですけども。

経理課長 相手もわからないわけです。それは区が判断をして、減価交渉するわけですから。それで相手方が応じた金額がこれだったということでございます。

委員 ちょっとその辺はよくわからないけれども、つまり予定価格というのがあって、相手方が今おっしゃった金額というのは、ある意味では質、量に影響することも当然あるわけですよね。だから、予定価格をちゃんと持っているということは、それなりの物差しとして発注者側の 1 つの目安ですからね。そこの関係抜きに、減価交渉に行けるといのが何となく曖昧な感じがしますね。その境目のところがね。それはそのように施行令に書いてあることの方がちょっと曖昧だということなんでしょうがね。

委員 この減価交渉のときに仕様に関してはそのまま変えず、全く変えずそのままの状況で減額に応じたということですか。

経理課 B はい、そのとおりでございます。仕様については入札で公表したものです。

経理課 C ちょっと補足させていただきますと、今回のケースは仕様を変えていないんですけども、施行令上は履行期限、契約保証金を除くほか、最初、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができませんということで、履行期限の変更とかはできますので、場合によってはそこを延ばすからやってもらいたいというような交渉は可能という仕組みになっております。

委員 本来はそのまま……。

経理課 B 今回は仕様書どおりでございます。

会長 それと、もう一つわからなかったのは、東京都の緊急雇用創出事業に基づいてやるという意味は、これでやると何か制約がかかってくるのか、あるいは区にとって東京都から補助金とか何かが出るんですか。これによってたまたま本来やるべき時期を早目にしたということですか。どういうことなんですか。

経理課 B これはそもそも国の緊急雇用の制度に基づきまして、東京都が基金をつくっている事業で、そこから補助金が出る仕組みでございます。

会長 そうということですね。だから、時期……。そういうことか。

委員、何かないですか。よろしいですか。

委員 そもそもこの予定価格は非公表ですけれども、最終的には交渉で 4,000 万までにはなりましたが、かなり事業者にとっては厳しい価格だったのかなと。第 2 回目でもう既に半分以上が辞退しているということは、この段階でかなり価格的には厳しいということですね。4,300 万が最低だったという情報を得て、もうやめようという判断を半分のところでやっているわけですから。そもそもの予定価格として設定された金額が適正だったのかどうかというところがちょっと疑問に感じるころなんですが、その辺のお考えはいかがなんでしょうか。

会長 これは予定価格をどういうふうにして算定されたのかということですね。

委員 そうですね。

経理課 B この件につきましては業者から複数見積もりをとりまして、その金額を参考に設定したところでございます。

会長 だから、区としては行けるだろうと判断されて、逆に言うと、業者としては思った以上に厳しいなということのギャップだったんでしょうけれども。

委員 多分これは緊急雇用だったから辞退というのもあったんじゃないかなと思えました。緊急雇用の手間たるや相当なものなので、通常の業務の 1.何倍みたいなくらい手間がかかるんですね。業者として見たときに。そういった面でいくと、 万にプラスしてある程度その分も見てあげないと、業者としては対応できない状況だったのかもしれないなと。多分この緊急雇用というところが今回辞退された会社が多かった 1 つの要因なのかなと思います。これは緊急雇用があったから実施した案件で、なければ先延ばしだったんですか。

会長 まあ、そうですね。そうとは言えないだろうけれども。まあ、その可能性があったということでしょうね。

経理課長 なかなか経理課の立場ではわかりませんが、活用したということと推察します。

会長 ということがもともとの経緯の結果になっているらしいのですが、よろしゅうご

ございますか。

では、このデータベースと地図情報登録業務委託についても特に問題は見当たらなかったということになると思います。

では次の案件ですね。すぎのき生活園利用者送迎用ワゴン運行業務委託につきまして説明をお願いします。

経理課長 それでは、こちらの案件でございますが、入札方式は指名競争入札でございます。平成 24 年 2 月 15 日に指名をいたしまして、24 年 2 月 28 日開札をいたしました。入札は 7 社指名をしてございます。区内が 3 社で、区外が 4 社でございます。

こちらの業務の内容でございますが、すぎのき生活園は障害の重い知的障害者が日中活動を行う通所施設で、本業務につきましては施設利用者の通所に関する送迎等のため、ワゴン車 3 台を運行していただく業務でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 これは毎年されている案件なんですか。

経理課長 はい、これは毎年です。

会長 何年度ぐらいからでしょうか。ずっともう長い歴史があるわけですか。

経理課長 すぎのきが古うございますので、多分これは何年もやっていると思います。

会長 そうすると、指名業者も大体同じところに対して声をおかけになって、結果としてどうなのか僕も調べていないんですけども、杉並交通株式会社というところが継続して受注されているんですか。そこら辺はよくわからないんですけども。

経理課 B はい、おっしゃるとおりでございます。

会長 それで、これの予定価格の立て方はどういうふうにされているんでしょうか。

経理課 B こちらは業者から下見積もりをとりまして、それを参考に設定しているということでございます。

会長 何社からおとりになるんでしょうか。

経理課 B これは 1 社でございます。

会長 そうすると、これはかなり問題じゃないのでしょうか。その 1 社は多分杉並交通だと思いますので。

委員 昨年の案件では幾らで落札されたんですか。毎年同じワゴン車 3 台ですよね。

経理課 B これは、23 年度につきましても 1,771 万 2,000 円、税抜きということでご

ざいまして、同額でございます。

会長 全く同額……。その前年はどうなんですかね。22 年度は。

経理課 B 22 年度につきましても同額でございます。

会長 そうすると、いつから同額なんですかね。そこら辺はかなり……。これは記録にとどめるべきことなんですが。要するに人件費も確かに上がってきている状況ではありますけれども、何らかの効率化の余地も当然あり得ると思うんですが。

それと、見積もりに対して予定価格をどう反映されているのかということですね。どの程度査定なりをされて……。でも、結果的に前年度と同じ額になっているということは、査定がきいてきているのかどうかということになるうかと思うんですがね。

委員 ほかの業者はこの金額だということはもうほぼわかっている状況ですよ。

会長 かなり継続しているとすると、その金額が入ってくるだろうなということは推測されるにもかかわらず、何ゆえにこういう価格が提示されるのかということが素人的には疑問に思うとは思いますが。でも、それは経理課の方に聞いてもお答えのしようがない話なんです。

委員 指名をした物差しはどのような基準で 7 社で、その辞退した人は区外ということですかね。どのような基準で 7 社出てきたんですか。指名にしても例えば何らかの実績だとか、何かの理由をつけて 7 社を選ぶじゃないですか。

経理課 B こちらにつきましては、運搬請負という業種に登録のある事業者の中から過去の実績を勘案して選んでいるものでして、辞退をしましたさがみエンジニアリングは区外の業者で、もう 1 社の福祉移送サービスは荒川区の事業者でございます。

委員 指名は昨年もここで、同じですか。

会長 かなりはダブっているでしょうけれどもね。

経理課 B この件につきましては 23 年度も同一でございました。

会長 これは指名されている理由は何ですかね。特段の指名の理由はないような気もしないわけでもないんですけども。

経理課 B こちらの業務はワゴン車を運行していただく業務ではございますが、すぎのき生活園は知的障害者の施設ということで、職員も当然同乗したり、あるいは家族の方も同乗することも可能ではございますが、運行するにしてもそれなりの配慮が必要で、リスクも高い業務という中では、ほかの事業者さんも入札でなかなか頑張れないのかなという

のが正直な感想です。

会長 なるほど。そういう理由もわからんわけではないですが。そうすると、仕様書の中に例えば事故やトラブル等が発生した場合において、かなり委託業者側について責任を負わなければいけないような条項があるのでございましょうか。ということですよ。

経理課 B こちらにつきましては、もともと自賠償はもちろん、対人対物任意にも入ると。その上で仕様書のところでは、「その他業務上過失により発生した事故についてはすべて受託者の負担とする」と。「ただし、その損害の原因が受託者の責に帰す理由によるものでない場合はその限りでない」といった感じでございます。

会長 かなり厳しいような気がしますね。 先生が専門ですけれども。 先生、どんなものですか。そういうのを逆に結んでいいのかなという気もしますけれども、どうなんでしょうか。そんなものですか。

委員 でも、この指名されている事業者はいずれもそういった福祉関連の運行業務に従事している実績があるところということなんですよ。

経理課 B はい、そうでございます。

委員 すぎのき生活園以外に杉並区で同様の、ワゴン車 3 台でも何でもいいんですけれども、やっている案件はあるんですか。

経理課 B ワゴン車でこういった運行業務委託をしている施設はほかにはないと聞いております。

委員 この選定をするとき、今の 先生の話に関連して、例えばこすもす生活園利用者送迎バスで宮園自動車長期継続とか、すみ分けじゃないんですけれども、そういう感じでやっているのではないにしても、ちょっと今日の話ではないのだと思うんですが、今の宮園自動車などもやっているみたいなところはありますか。

会長 この車の表示は別に何もありませんよねというのをちょっと確認したかったところもあるんですけれども。車は全く通常わからないようなことになっているわけですね。表示は全くない。会社名は書いているでしょうけれども、会社名ぐらいだけですか。

経理課 B この件につきましては、ワゴン車に施設の名称が入っております。

会長 すぎのき生活園？

経理課 B はい。

会長 でも、そこまでする必要はあるのかな。それによって逆にリスクを減らすという

こともわからんわけじゃないけれども、それが仕様書の条件になっているんですか。表示をするわけですか。

委員 生活園が所有しているワゴン車を運転するということですか。

経理課 B それは違います。

会長 違うでしょう。違うからちょっとね。それはいいようでもあるけれども、これは入札監視の業務とは直接関係ないですが。

定数・組織担当課長 バスの名称につきましては、警察に届け出まして、送迎のための停車位置等を許可してもらって、その車両だということが視認できるようにステッカー等を張っていただく形をとっているということでございます。

会長 ですよ。ただ、それとこの名称を付すかどうかというのはまた別の次元の話だと思うんですけれども。

定数・組織担当課長 その名称がありませんと、届け出た車両とその施設が同じであるかどうか警察が確認できないということで、警察の方からそういう指導を受けております。

会長 そうですか。でも、番号がわかればわかるような気がしますけれどもね。

定数・組織担当課長 ですから、掲示場所につきましてもそれなりに届け出をさせていただいているという形でございます。いわゆる通行不能なところにも出入りができるようなことが必要ですので、やらせていただいているということでございます。

会長 じゃ、ステッカーが張ってあるということですか。

定数・組織担当課長 はい。

会長 ステッカーなんですね。

定数・組織担当課長 はい。先ほどの長期継続契約になっておりますのは、施設が重度身体障害者のために特殊車両を設定せざるを得ないということで、車両の改造費等も高額にかかります。それを一定期間の間で会社の方に持っていただくという契約にしていますので、そういった意味で契約期間を長期継続契約にさせていただいたという経緯がございます。

会長 それであれば、指名でこれをやること自身が無理なような気もしますけれどもね。そういう説明をされるのであれば。

定数・組織担当課長 ですから、すぎのきにつきましては重度知的障害ですけれども、車両自体を特別に改修する必要はないと。もう一方の宮園がやっていますのは重度身体障

害者のためにやっているということです。

会長 私は今すぎのきの話をしているんですけども。

定数・組織担当課長 先ほど委員の方からご質問があった、向こうが長期でこっちが毎年度というのはどういうことだと。

会長 でも、いずれにしても両方ステッカーを張っているわけですね。

委員 ステッカーというか、ペンキを塗りかえて書き込んでいるということじゃないんですか。つまり、業者さんからしますと、例えばペンキを塗るのであっても、固定投資になりますよね。つまり、1 年間というのはある意味では業者にとっては負担なわけですよ。あるいはそれだけに専用の車にしますと、業者側からすれば稼働率がどうしても下がりますよね。そういうことも見込んでいるんですか。

定数・組織担当課長 今はいろいろなものがございまして、よくラッピングカーというような、ああいう形のものが済ませることが出来ますので、そういった意味では昔のように塗料を塗りつけるということは必ずしもしなくて済むようになっております。

委員 ですから、業者が1日の時間帯の中でここに車を配車するのと、もし複数のところでこの車を使うということは可能なんですか。

会長 ほかにしてはいけないという条項は書けないんでしょうね。

定数・組織担当課長 専用車にしてほしいというような条項にはしてございません。ですけども、そういった意味では一定時間でお迎え、そして区内をずっと回っていただいて、3 台ということでコースが決まっていますので、そういった中で会社の方があいた時間帯に使えるかどうかはちょっとうちの方でも、とにかくちゃんと時間の運行を守っていただくという形をとっていますので、そういう契約になってございます。

会長 そちら辺はどういう運用をされているかということは一度確認してほしいような気がしますけれどもね。まあ、きちんとサービスを受けているんだから問題ないという言い方もできますが、同時に、現在はそれによってトラブルは起こっていないけれども、将来的に送迎の方が非常に労働が過重になるとか、まさしくさっきの公共サービスの労働と一緒に、そういう問題とか、あるいは逆に言うと、それによってうまく回っていて、もう少し経費節減の余地があるのかもしれないし。

だから、それは仕様書に従った行為をされているから問題ないという答えは、わかりますけれども、要望としてはそういうことも一度ぐらいお調べになったらどうかという気は

個人的にはしますけれどもね。ほかの方はどうおっしゃるのかわかりませんが。

委員 私はやっぱり先ほどのすみ分けじゃないですけども、ここは杉並交通、もう一つ重度の方は宮園みたいなものが何かもう見えているような感じがしないことはないんです。宮園の重度のとき杉並交通も入札しているんです。やはり同じような状況でやられていると思うんですけども、そのときは幾らぐらいで出ているのかなとか、ほかの状況がどういう状況になっているかというのがここでは一番気になるところではあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

会長 これは今回の審議案件には入っていませんでしたけれども、わかる範囲でお答えいただけますか。

経理課長 ちょっと今日はその資料は持っていないので、申し訳ございません。

委員 わかりました。

会長 じゃ、とりあえずこれは理解をしたということで問題ないということですね。

じゃ、続きまして、杉並第二小学校外 32 校水泳指導補助員の人材派遣（単価契約）について説明をお願いいたします。

経理課長 続きまして、こちらの案件は入札方式は指名競争入札でございます。平成 24 年 4 月 20 日に指名をいたしまして、24 年 5 月 8 日に開札をいたしました。入札は 7 社を指名いたしまして、全区内業者でございます。

こちらの業務の内容でございますが、杉並区立小学校及び中学校における 1、2 学期の体育授業及び夏期休業期間中の水泳指導において、学校長の命により当日の責任者に指定された教員のもと、派遣元から派遣された水泳指導員が児童・生徒を対象とした水泳教室の指導補助を行うものとなっているものでございます。経過調書は 6 ページでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 これはなかなか微妙な問題で、今話題の労働者派遣になっているんですけども、B 地区ということは、A 地区とか C 地区があるんでしょうね。

経理課長 あと A 地区というのが 1 つあります。

会長 そうですか。そうすると、どういう単位で A 地区、B 地区というのを設けて分離されているんですかね。

経理課長 まず、数が多いので、中央線を境に北と南ということで A と B というふうにしております。

会長 結果的に何人ぐらいになるんですか。日々換算すると、指導補助員というのは 1 校当たりということですか。結局、派遣労働の感じのようですけども、毎日何人ぐらいが必要になってくるんですかね。時間帯も問題かと思うんですけども。それと、この単価の単位がわからないので、単位を教えてくださいませんか。

経理課 B 単価は、1 時間当たりの単価でございます。

会長 なかなか厳しいですね、派遣の単価にしては。1 校当たり何人ですか。

経理課 B こちらにつきましては、杉並ではプールの授業をやるときには 3 方向から確認をするということがあるそうでした、1 学年に 3 学級あれば指導補助員の方を派遣いただく必要はないということで、年度ごと、学校ごと、学年ごとによりまして、1 クラスしかない場合にはお 2 人、2 クラスしかない場合にはお 1 人派遣をしていただく必要があるというのが基本にあります。

それにつきまして、各学校ごとに大体期間中何十時間派遣していただく予定ですといったことを仕様にて定めてございまして、それが一番多いところで 140 時間、それから段階的にありまして、20 時間程度派遣というところまで、期間中の派遣が必要ないという学校も何校かございます。学校によって違うということです。

会長 これは指導員の資格が必要だと思うんですけども、事前にある程度わかるにしても、実際それだけそろえるのが結構大変。まあ、これは入札監視だから関係ないにしても。

それで、この価格設定、単価契約の予定価格はどうやって定められたんですか。

経理課 B これは業者からの見積もりを参考に定めたものでございます。

会長 これは前年度も当然されていますよね。前年度も同じ額ですか。

経理課 B はい。額は前年度も同じでございます。

会長 そうすると、その額はほかの業者は知っているわけなので、それを承知でそれより高めをぶつけてきたということですね。どういうことなんですかね。理解できる側面もありますけれども。

委員 この発注見込額で 1,345 万 500 円とあるんですけども、これの内訳というのは……。これは単価で割った時間数が出てくるということではよろしいんですか。

経理課 B はい。こちらは税込みになりますけれども、それで割れば時間数が出てきます。

委員 今割ったんですけれども、これは税込みで、税抜きにすると多分 200 になると思うんですが、32 校ですると、1 校当たり 200 時間ぐらい。さっき 140 時間がマックスとおっしゃっていたので、何か計算が合わないんですけれども。

経理課 B お答えがこれでよろしいかわかりませんが、授業中のほかに夏期休業中、夏休み中の派遣もございますので、そちらも見込での発注見込額になっているかと思いません。

委員 マックス 140 ではなくて、それも入れるとマックスが増えるということですか。

経理課 B 失礼しました。夏休み中が 144 時間、2 名の学校と、204 時間、2 名の学校と、全校ではございませんが、ございます。

委員 要するに、人/時間ということですか。要するに、1 時間を 2 人でやる場合と 1 人の場合で総時間数が変わってくるということですね。わかりました。

会長 いずれにしてもこれ以上はできないかもしれませんが、A 地区の単価も最終的に同額になったんですか。ちなみに、わかる範囲で。

経理課 B はい、そうでございます。

会長 そうですか。これは当然別の業者ですね。

経理課 B はい、別の業者です。

委員 昨年も同じところでしたか。

会長 それはどこですかね。ちなみに、この 2 番から 7 番のどこかとすると、余計また理解に苦しむところなんです。もう 1 社はどこですかね。A 地区の。

経理課 B A 地区の方は、京浜企業です。

会長 ですよ。だから、同じだからそこを私は一番疑問視しているんです。そういう意味では、心証としては何らかの格好の下打合せがあったと疑える。それ以上のことは言えませんが。

経理課長 これはあくまでも結果でございまして、特にプールのこういった監視業務に関しましては、何年か前に埼玉で大きな事故が起きました。そうした中で、やっぱり安全が第一というところでは、できる範囲がかなり限られてくる部分があるのかなと。この夏の間プールの指導員を探すというのは、かなり至難のわざという話は聞いてございます。

会長 その内容と単価の話とは仕様で縛っていますから。

経理課長 そうした中で、多分これは私が想像するには、やっぱり厳しい部分が業者さ

んとしても、これだけの人数を集めなければいけないという中では、できる範囲が限られてくるのかなといったところはあるのではないかと思います。

会長 と思います。だから、結局、2,000 円というのは逆に言うと厳しいなという率直な思いが私はあるんですけども、業者の合理的な行動としては非常に理解しかねますねということを示しているわけで、私は杉並区の A 地区、B 地区で両方札を出す金額が違ふということについては、同じやるならもう少し合理的にやっってくださいよということ以上のことは言えないんですけども。

委員 今おっしゃったので、この 7 社に関してはちゃんとできると区として判断したので指名されているわけですね。

経理課長 当然そうです。

会長 まあ、当然そうですね。わかりました。今のを記録にとどめておけば、それでいいかと思います。

では、これについても特に問題なかったということにさせていただきます。

次に、平成 24 年度杉並区介護予防事業の対象者把握における事務処理委託、これも単価契約ですが、説明をお願いいたします。

経理課長 では、こちらの方式は見積競争でございます。平成 24 年 2 月 21 日に見積競争の通知をしてございます。平成 24 年 3 月 6 日に見積もり合わせを行ってございまして、全部で 11 社を選定してございます。区内事業者が 2 社で、区外事業者は 9 社でございます。

こちらの業務の内容でございますが、要支援、要介護認定を受けていない高齢者の心身状況を把握するため、基本チェックリストの印字、封入・封かん及び発送を行い、回収したチェックリストをデータ入力し、健康リスクを判定し、個人結果票を作成、印刷、封入・封かん及び発送するというものでございます。また、調査結果を集計、分析いたしまして、調査結果報告書を作成するというものになっているものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

会長 これに類する案件は去年も審議したような気がしますけれども、これは非常に価格差があるわけですね。見積競争ですから、見積もりはおとりになっているのだと思うんですけども。

あまり私だけ発言するとあれですので、どうぞほかの委員の方、ご遠慮なく。

委員 この辞退される方は、見積もり合わせをお願いしたら、その時点で自分たちでできませんよというのは、どういうことからなんですか。施行能力が自分のところにありますよという辞退なんですかね。見積もりは結局価格はわからないわけですから、どの時点でどのようにして辞退されたのでしょうか。

経理課 B これは、見積競争のご案内を差し上げてから、電子上、システム上ではございますが、提出期限がございますので、それまでの間に辞退という形で入力をされたということで、個別の理由まではちょっとわからないところでございます。こちらとしましては、見積もり合わせを開札した瞬間に、これだけの事業者が辞退だったことがわかるという仕組みになっております。

委員 契約金額は込みになるので 310 万 8,472 円になったということですか。この発注見込額との関係というのはどういう関係ですか。

会長 予定価格との関係ですね。

委員 発注見込額は予定価格なんですけど、予定価格で発注するんですか。この資料 13 の見方がわからないんです。

会長 予定価格は非公表だから、多分それよりかなり下回っていると思いますけれどもね。

委員 資料 13 の方の見積競争で、発注見込額で税込み予定価格が入っているんですね。それはなぜここに発注見込額 要するに契約金額ではなくて、税抜きの予定価格が入っているんですか。この資料 13 の見方がわからないんですけれども。

経理課 B これは単価が複数ある契約でございますが、それぞれの単価に区として予想している数量をあらかじめ示しまして、それぞれ事業者が設定した単価に区が想定している数量を掛けたものを札入れといいますか、見積書に入力していただくと。その金額が契約金額の 1 つ左の決定金額になりまして、それに消費税を掛けたものが契約金額になってございます。

区の方としましては、発注見込みといいますのは税込み予定価格と同じでして、区が当初見積もったそれぞれの単価に区として予定している数量を掛けたもの、それが税抜きの予定価格、それにさらに 5% 上乗せしたものが税込予定価格という仕組みでございます。

委員 ということは、発注見込額というのはこれで発注されたわけではなくてということで、ここにある契約金額で契約は締結された、発注したということになるわけですね。

経理課 B こちらは単価契約でございますので、この契約金額のもととなります事業者が見積もったそれぞれの単価が複数ありますので、それぞれの単価での契約として単価額での契約をしております。

会長 その単価は例えばどういう種類があるのかということをご説明になった方がいいんじゃないですか。封入とか、印刷とか、どうなっているのかわかりませんが、何でそういうふうにするのか、あるいは一発でできないのかという。

委員 ということは落札率が 100%になるんじゃないですか。発注見込みが予定と同じになるんだったら。

経理課 C ちょっと補足しますと、発注見込額は各事業者が最初に経理課の方に契約の依頼をするときにあらかじめ予算の中に用意した金額で契約依頼が来まして、結果的に入札をして単価が下がるんですが、最初の段階でここまで使える額としてプールされている額が発注見込み額として最初設定されます。ただ、実際にこれだけ低くなったケースはありませんので、必要に応じて事業を進めていく中で使える額、限度額を落として、結果的に発注見込額の額はぐっと下がった額に現実的にはなっていきます。

委員 310 万 8,472 円ということなんですよ。

経理課 C はい。これは単価に予定数量を掛けた額をここに今記しているんですが、契約書上は単価が幾らという表も入ってきます。

会長 だから、複数の工種から成り立っているわけです。

委員 それにしても、それであるならば 1 のところは 290 万なんですが、6 番は 993 万 2,260、同じ単価をそれだけ入れているということですよ。これは単価なんですか、本当に。

会長 これは本当を言うと、単価別にざっとマトリックスで書かないとだめなんです。多分、恐らくは。だから、この表示は多分総額ですよ。単価契約と言っていながらね。でしょう？

経理課 C ここに表示されているのは、単価掛ける予定数ということで、複数の単価を掛け合わせた合計です。

委員 それで、一番低いところは、先ほどから話題になっている、すごい差があって、かつ予定価格を持っていた発注者側からしても大分下がっている状態のときに、その後は相手方と何らかの接触をするんですか。内容確認とかいうことをやるんですか。これのケ

ースの場合には。

経理課 B この件に限らず、一定以下といいますか、かなり違うというときには、例えば間違っている可能性もございますので、確認することはございます。

委員 本件の場合にはどういうことを確認されたんですか。いや、余りにも差があるので、間違いではないとなったときには、今度は逆に数字にあらわれない質的な施工能力的なものを大体考えますよね、通常は。そういうところまで確認していくんですか。

会長 でも、これは去年もこういう業者じゃなかったですかね。去年も何かこれに似たような案件がありましたよね。

経理課長 はい。似たような案件はございました。多分そこは違う事業者だと思いますが、委託に関しては工事と違ましてほとんど最低制限価格というのがございませんので。昔、何十年前になります、本当に 1 円入札という時代もございましたし、そうした意味では企業によりましてかなりできる、できない、当然専門の分野であったりとか、もろもろの業者さんの差はあろうかと思っておりますので、そうした中でかなり低い金額ではございますが、事業自体は特段問題がなく終えているという話は所管の方から聞いてございますので、あくまでも結果という形で認識をしていただければと思います。

会長 まあ、漏れがなければね。対象者になっていけば問題ないと思えますけれどもね。では、特にこれについても問題はないということにさせていただきたいと思えます。

若干押していますが、最後の案件です。再生紙の購入の単価契約につきまして説明をお願いいたします。

経理課長 それでは、最後の案件でございます。こちらの案件は見積競争でございます。平成 24 年 2 月 17 日に通知をいたしまして、3 月 2 日に見積もり合わせを行ってございます。参加業者は区内 11 社に通知をいたしまして、10 社が参加いたしまして、不参が 1 社ございました。競争は 1 回でございます。

こちらの再生紙（PPC 用紙・A3 外 3 点）の購入の概要を若干説明させていただきますと、A3、A4、B4、B5 判の再生 PPC 用紙の購入に関する契約締結権限につきましては、区長の権限に属する事務の一部を委任する規則によりまして、経理課長に権限を集中させているものでございます。これは、全庁で使用する年間分の再生紙を一括して契約することにより、より低廉に入手するとともに、各所属の事務の軽減を図れることなどからこうした方法をとっているものでございます。ちなみに、この方式は平成 14 年度から

行っているものでございます。

具体的な方法としましては、各部からサイズごとの年間発注見込数を提出していただき、全庁分を集計し、税抜き単価に年間予定数量を掛けた予定総価という形で競争を実施いたしまして、最も低廉な事業者と 4 つのサイズの単価をそれぞれ定めた単価契約を締結しているものでございます。

見積もり競争は、文房具・事務用品の営業種目に登録がございまして、P P C 用紙を取り扱っている区内の事業者すべてに競争実施の通知を行い、結果、10 社の参加を得て実施したものでございます。契約後につきましては、毎月各部から発注数を事業者に連絡し、購入を行っているものでございます。

説明は以上でございます。

会長 これは結果として区内業者だけになったんですか。この随契、見積競争に対しては。

経理課長 もともとこれは 11 社すべて区内業者でございます。

会長 決まっているんですね。はい。ということのようですが、どうぞ。

委員 区内業者ということで、価格について、こういうものは結構価格がいろいろあるのかなともちょっと想像されるんですが、世の中の価格水準というか、そういうのは調査の上でこの予定価格が決定されて、区内業者に入札参加させる感じになっているんでしょうか。

経理課 C 予定価格は下見積もりを 3 社からとりまして、年間なので 10 月と 2 月の時点でとって、その上で決定をしております。

委員 さっき電気機械の話もあったかと思うんですけれども、結構今輸入のもので、再生紙だからちょっと割高になっているのかもしれないんですが、やっぱり流通経路というか、値段がいろいろなものがあると思うので、区内の幾つかの業者から、いつも常連のところからとっていくのと、かつ一般的なもうちょっと規模の大きい 規模が大きくなってしまつとまた区内業者ということから外れてしまうのかわからないんですけれども、ちょっと相場観を持った値段を検討されているのかなと思った次第なんです。

会長 ほかの区のを聞いてみるということですか。

経理課 C 本件は見積競争ですので、基本的にこちらから指名をしてやっている関係で、10 社程度あれば競争性は確保されるということと、あと区内事業者優先という考えが政

策的にありますので、そういった中で、区内業者の取り扱っている業者をすべて指名するという形で対応しているところでございます。

委員 参考見積もりはどちらからですか。

経理課 C 事務局 前年度の上位の事業者、3 社です。

委員 平成 23 年度の落札業者は、今回と同じ金額で落札されているんですか。

経理課 C 局 金額は 4 つの製品ともすべて違う金額です。あと、予定数量も年度によって違いますので、額は異なります。

委員 単価的には？

事務局 単価的にも違う額です。

委員 下がっているんですか。

経理課 C 紙自体が 24 年度は全体として上がっています。そういった中で、全部上がっております。

会長 ほかによろしいですか。

でも、この業者も結局どこから買うわけですので、さっきの話ではないですけども、ダイレクトに契約をするという判断もあるけれども、区内の業者を育てるという政策的な判断だということですよ。よろしいですか。

では、これについても特に問題はなかったということにいたします。

今回選定いたしましたすべての事業について、外観上から見ると少し疑問がわくところも何件かありましたが、いただいた資料から確認する範囲において、不正があったとか、不適正な経理執行が行われたということは確認できなかったということになるかと思いますが、よろしゅうございましょうか。

いずれにしましても、今回いろいろほかの委員からも疑問等が呈されました点につきましては、今後ともさらなる入札改革に努めていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これで主要な課題は終わりで、その他の案件に移らせていただきたいと思います。これは行政管理担当の方から「平成 25 年度の行政評価及び経営評価の結果について」の報告事項ですか。

行政管理担当課長 はい。行政管理担当課長から報告させていただきます。

お手元に資料 15 から 17 までお配りしております。資料 16 は「杉並区行政評価報告書」、資料 17 は「杉並区財団等経営評価」です。ただいま印刷中でありまして、本日はその原稿を簡易にコピーいたしまして、先に委員の皆様方にお配りしたものでございます。これは 1 月中旬以降に正式なものができるようになりますので、とりあえずこちらをお目通しいただければと思っております。

今回は資料 15 に基づきまして、今年度行いました行政評価等の結果について簡単にご報告させていただきます。ここに冒頭にありますとおり、資料 15 をごらんください。

成果重視で効率的な行政を実現するとともに、区民への説明責任を果たすため、行政評価を実施いたしました。また、財団等の効率的・効果的な事業執行に向け、経営評価を実施した、これが大きな目標でございます。

1 番の 2、「平成 25 年度杉並区行政評価報告書」につきましては昨年度と大きく変わっておりませんので、ここは割愛させていただきますが、質の高い行政の実現、これを大きな目標といたしまして、行政評価の目的を総合計画の進捗状況達成度の把握、職員の政策形成能力の向上、説明責任と区政の透明性の確保、の 3 項目といたしました。総合計画・実行計画を中心とした体系で、今回は施策と事務事業と 2 階層に分けて事業の評価をするというのが変更点でございます。

以下につきましては、32 施策について評価したこと、事務事業評価につきましてはめり張りをつけたということで、施策を構成する事務事業と一般的な内部事務であるとか基盤的な事業とを分けて、施策を構成する事業については細かく、それ以外の事業については評価を比較的簡略にしたということでございます。

それから、(2)「区民による評価の実施」、これはアンケート調査を 5 施策について行いました。昨年同様の規模でありまして、ほぼ例年並みの回答でこちらに記載のとおりでございます。

それから大きな 2 番、「施策評価結果の概要」でございますけれども、こちらにつきましては、後程ごらんいただければと存じます。

それから 3 番、「事務事業評価結果の概要」でございますけれども、中長期の改善見直しの方向につきましては、方向性で「拡充」が 122 事業、「現状維持」が 390 事業、「縮小」と「廃止」が合わせて 58 事業でございました。「今後の事業の方向性」というところでは、「手段・方法の見直し」が 443 事業、大方 74%という結果となっております。

4 番、「今後の課題」でございます。「事務事業の再構築」につきましては、総合計画の施策体系に合わせて行政評価の枠組みを変更いたしました。先ほど申し上げたとおりです。一部の事務事業につきましては複数の施策に属することになりまして、評価作業がこちらの施策でもこちらの施策でも実施するということで、事務事業評価を 2 回やるようなちょっと複雑な体系となってしまいました。事務事業として施策が一對一になるように、区民の方にも職員にもわかりやすいような体系にできる限り整えることが目標でございます。予算編成や総合計画・実行計画の改定、次年度は計画のローリングがございます。その際に、施策の関係を整理したいと考えているところでございます。

2 番目、「指標の見直し」です。前回の会議でも、指標について委員の皆様からいろいろとご指摘を受けました。指標につきましてここには具体的には反映しておりませんが、指標は常に見直す必要がございます。特に活動指標等につきましては毎年、常に見直してもらうよう、全課に周知徹底を図りたいと考えております。また、それ以外の成果指標についても、総合計画や施策、事務事業との整合性に留意しながら、追加をすることは可能ですので、全課に理解を求めてまいります。

裏面でございますけれども、こちらにつきましては「職員の評価能力の向上」、「区民意見の把握と活用」ということで、もちろんこちらにつきましては職員が P D C A サイクルを回すことにより、政策経営能力を向上させることに直接つながりませんと意味がございません。こうした意識を持って、係長、管理職がこの作業を行い、この評価への取組が非常に重要になると。その辺を徹底してまいります。

それから、区民意見につきましては、これからもさまざまな形でアンケートをとらせていただいたほか、別に区民意見も寄せられております。それを行政評価や計画策定の資料として、十分に活用したいと考えております。

次に、財団等経営評価報告書です。こちらにつきましては、6 団体について評価を実施いたしました。23 年度との比較につきましてはこちらに記載のとおりでございます。

「まとめと課題」でございますけれども、特に 2 番目の「」、経営評価の作業を通して業務の検証を行い、以前は見られなかったことですが、一つひとつの事業の事務事業評価等に細かに取り組んでいる団体もございます。そうした取組により、着実に成果を上げている団体もございますが、一方、経営状況がなかなか改善されないという、せっかく評価したことが活かされていない団体もございます。区も適切な支援を行う必要があると

認識し、関係課とともに支援の方法について検討したいと考えております。

それから、番目の「外部評価」ですが、現在、委員の皆様をお願いしております 10 施策、施策を構成しない事務事業につきましては 10 事業、財団等経営評価を行った団体のうち 1 団体、障害者雇用支援事業団を今回は対象としております。こちらにつきましては、前回もご説明したとおり、締め切りが 12 月 18 日となっておりますので、ご提出を今一度ご確認いただければと思っております。委員の方から外部評価をいただきましたら、それに対して 1 月中に対処方針を各課でまとめ、区としての対応を打ち出したいと考えております。評価につきましては、以上でございます。

内部の冊子につきましては、時間がございませんので、お目通しいただいた上で、ご質問があればメールで結構でございます。どうぞご質問ください。以上でございます。

会長 今のは報告事項ということで、既に外部評価意見をいただいた委員の方がおられるようすけれども、今事務局からお話があったように、12 月 18 日までにとりあえず各委員の分担の方を出していただいて、あと意見交換をして、外部評価委員会としての統一的な案をつくるということにさせていただきたいと思えます。

あと、次回については先ほど会議の始まる前の打ち合せで、予定が 2 月 3 日の午後 3 時から 5 時に変更になっているということですね。

行政管理担当課長 再度、確認させてください。2 月 3 日は先生が午前、午後とも難しいということでしたが、大丈夫でしょうか。

委員 前後の予定が変わった状況なので、午後であれば大丈夫です。

行政管理担当課長 はい。ただ、この会場が用意できません。企画課の隣の庁議室が会場となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

会長 それでは、またメールでも確認させていただきます。

じゃ、本日の案件はこれですべて終わりです、少し時間が 10 分ぐらい経過して申し訳ございませんでしたが、入札監視業務というのは我々の重要な業務の 1 つですので、慎重に審議を行った結果でご了解いただきたいと思います。

それでは、どうもお忙しところありがとうございました。これで終わりにいたします。